

太田市体育施設条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第68号

太田市体育施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、太田市体育施設条例（平成17年太田市条例第144号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用期間等)

第2条 太田市体育施設（以下「体育施設」という。）の利用期間、利用時間及び休館（場）日は、別表第1から第4までのとおりとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の利用期間等を変更することができる。

(利用許可の手続)

第3条 体育施設を利用しようとする者は、その利用しようとする日の5日前から6月以内の期間に体育施設利用申請書（様式第1号）を市長に提出し、体育施設利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）の交付を受けなければならない。

2 条例第2条に規定する体育施設のうち、定期の区分がある施設を個人が利用しようとするときは、体育施設定期利用券（様式第3号）の交付を受け、入場の際提示することによって前項の手続があったものとみなす。

3 太田市第2サッカー・ラグビー場、太田市サン・スポーツランド

(テニスコートに限る。)、太田市渡良瀬スポーツ広場又は太田市新田総合体育館(トレーニング室に限る。)を利用するときは、第8条の納付方法により使用料を納付することによって第1項の手続があったものとみなす。

(許可の変更)

第4条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用許可された事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(利用の取消し)

第5条 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、市長に届け出なければならない。

(利用許可等の手続の特例)

第6条 前3条の規定にかかわらず、太田市公共施設予約システムを利用した場合の体育施設の利用の許可に係る手続等については、市長が別に定める。

(使用料)

第7条 使用料は、第3条の利用許可書の交付を受けるときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例別表第2及び別表第3に規定する使用料については、利用時間を超過したときは、その超過した時間に応じ1時間を単位として徴収する。ただし、30分以内の超過した時間については、規定料金に2分の1を乗じて得た金額を徴収する。

(使用料の納付方法)

第8条 第3条第3項に規定する体育施設の使用料は、自動券売機で利用券を購入することにより納付するものとする。

(使用料の減免)

第9条 条例第10条の規定により、使用料を減額し、又は免除する

ことができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額し、又は免除する額は、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市又は太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催し、又は共催する行事で利用するとき。 100分の100
- (2) 市又は教育委員会が後援する行事で利用するとき。 100分の50
- (3) 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の長が児童又は生徒の正規の保育活動又は教育課程のために利用するとき。 100分の100
- (4) 市内の高等学校又は大学の長が生徒及び学生の正規の教育課程のために利用するとき。 100分の50
- (5) 市内の高校生以下の者が利用（条例別表第2に定める個人及び定期の利用を除く。）するとき（施設使用料に限る。）。 100分の50
- (6) 太田市スポーツ協会の加盟団体が主催し、又は主管する大会又は行事で利用するとき。 100分の50
- (7) 市のジュニアスポーツ育成団体として登録されている団体が利用するとき。 100分の100
- (8) 両毛広域都市圏総合整備推進協議会を構成する市町（太田市を除く。）に住所を有する者 150分の50
- (9) その他特別の理由があると認めるとき。 その都度市長が定める割合

2 前項第8号の規定は、太田市渡良瀬スポーツ広場については適用しない。

（利用者の遵守事項）

第10条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場の際利用許可書等を提示すること。

- (2) 体育施設用器具を利用しようとする場合は、許可を受けてこれを搬出し、その利用が終了したときは、直ちに返納すること。
- (3) 体育施設を利用したときは、利用後の火気に注意し、備品は、所定の場所に整頓し、室内外を清掃すること。
- (4) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 利用者が前項の規定に違反した場合は、市長は、その行為をやめるよう指示し、これに従わないときは退場させることができる。

(禁止行為)

第11条 体育施設内では、次に該当する行為をしてはならない。

- (1) 市長が許可した場合のほか、物品販売その他の営業行為をし、又は広告物を掲げ、若しくは宣伝ビラ等を配付すること。
- (2) 指定場所以外において喫煙、飲酒等をする事。
- (3) 体育施設内に自動車、自転車等を乗り入れること。

(利用責任者)

第12条 利用者は、利用する体育施設における秩序を保持するために必要な利用責任者を定めなければならない。

(職員の立入り)

第13条 利用者は、職員が管理上の必要により、その体育施設に立ち入る場合は、拒むことができない。

(利用料金)

第14条 条例第14条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が同条第2項第3号に規定する利用料金を定め、又は変更するときは、体育施設利用料金承認申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを承認したときは、体育施設利用料金承認書（様式第5号）を指定管理者に交付する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第15条 第2条第2項、第3条第1項、第4条から第8条まで、第9条の見出し、同条第1項、第10条第2項、第11条、様式第1号及び様式第2号の規定の適用については、第2条第2項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受け」と、第3条第1項、第4条、第5条、第10条第2項及び第11条第1号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条（見出しを含む。）、第8条（見出しを含む。）、第9条の見出し、同条第1項、様式第1号及び様式第2号中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（その他）

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分その他の行為又は現に教育委員会に対してされた申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

別表第1（第2条関係）

太田体育施設

（1）太田市東山球場・太田市八千代グラウンド・太田市八幡テニスコート

利用期間	利用時間
1月4日から12月28日まで	午前9時から午後6時まで

（2）太田市武道館

利用期間	利用時間
------	------

1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時30分まで
----------------	-----------------

(3) 太田市スポーツ広場

① 多目的グラウンド

利用期間	利用時間
1月4日から12月28日まで	午前6時から午後6時まで

② 宝泉スポーツ広場バスケットボールコート

利用期間	利用時間
1月4日から12月28日まで	午前6時から午後9時30分まで

(4) 太田市運動公園競技施設

利用期間	利用時間
1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時30分まで

(5) 太田市第2サッカー・ラグビー場

利用期間	利用時間
1月4日から12月28日まで (月曜日を除く。)	午前9時から午後9時30分まで

備考 月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休場日とする。

(6) 太田市九合バスケットボールコート

利用期間	利用時間
1月4日から12月28日まで	午前6時から午後9時30分まで

(7) 太田市サン・スポーツランド

① テニスコート

利用期間	利用時間
1月4日から12月28日まで	午前7時から午後9時30分まで

② 多目的グラウンド

利用期間	利用時間
1月4日から12月28日まで	午前6時から午後6時まで

(8) 太田市渡良瀬スポーツ広場

名称	利用期間	利用時間
パークゴルフ場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで

	(金曜日を除く。)	
野球場	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後6時まで
サッカー場		
ソフトボール場		
グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ場		午前9時から午後5時まで

別表第2（第2条関係）

尾島体育施設

種別	名称	利用期間	利用時間
体育館	太田市尾島体育館	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時30分まで
グラウンド	太田市尾島公園グラウンド		午前6時から午後9時30分まで
	太田市世良田公園グラウンド		
	太田市ねずみ塚公園グラウンド		午前6時から午後6時まで
	太田市岩松公園グラウンド		
テニスコート	太田市尾島公園テニスコート		午前6時から午後9時30分まで
	太田市世良田公園テニスコート		
グラウンドゴルフ	太田市利根グラウンドゴルフ場		午前6時から午後6時まで
プール	太田市尾島親子ふれあいプール	7月から8月までの間	午前9時から午後4時30分まで

別表第3（第2条関係）

新田体育施設

種別	名称	利用期間	利用時間
体育館	太市新田総合体育館	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後10時まで

陸上競技場	太田市新田陸上競技場		午前9時から午後9時30分まで
野球場	太田市新田野球場		午前6時から午後9時30分まで
テニスコート	太田市新田テニスコート		
プール	太田市新田プール	7月から8月までの間	午前9時から午後4時30分まで
武道館	太田市新田武道館	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時30分まで
サッカー場	太田市新田サッカー場		
コミュニティ運動公園	太田市木崎コミュニティ運動公園		午前6時から午後6時まで
	太田市綿打コミュニティ運動公園		
	太田市生品コミュニティ運動公園		

別表第4（第2条関係）

藪塚本町体育施設

種別	名称	利用期間	利用時間
体育館	太田市藪塚本町社会体育館	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時30分まで
運動公園	太田市藪塚本町中央運動公園		午前6時から午後9時30分まで
公園	太田市藪塚本町三島神社公園		午前6時から午後6時まで
	太田市藪塚本町西部ふるさと公園		

様式第 1 号（第 3 条関係）（個人利用含む。）

受付第 号				
体 育 施 設 利 用 申 請 書				
令和 年 月 日				
(宛先) 太田市長				
団 体 名 申 請 者 住 所 氏 名 連絡先電話番号				
次のとおり申請します。				
利 用 施 設 名				
利 用 目 的				
利 用 日 時	月 日 曜日 月 日 曜日	午前・午後 午前・午後	時 分 時 分	から まで
利 用 人 員	1 回につき 人 延べ 人			
使 用 器 具 競 技 備 品				
入 場 料 徴 収	☐ 有 ☐ 無	☐ スポーツ行事 ☐ スポーツ行事以外 ☐ 営利宣伝		
条例施行規則 第 9 条に基づ く減免区分	☐ 1 号 ☐ 6 号 ☐ 2 号 ☐ 7 号 ☐ 3 号 ☐ 8 号 ☐ 4 号 ☐ 9 号 ☐ 5 号	☐ 全使用料全額減免 ☐ 全使用料半額減免 ☐ 全使用料 1/3 減免 ☐ 施設使用料全額減免 ☐ 施設使用料半額減免		
種 別	施 設	照 明	器 具	計
使 用 料	円	円	円	円
減 免 額	円	円	円	円
納 付 使 用 料	円	円	円	円
備 考				

太枠の中を記入してください。

受付第		号		体育施設利用許可書		令和		年		月		日	
様													
印													
次のとおり許可します。													
利用施設名													
利用目的													
利用日時		月		日		曜日		午前・午後		時		分から	
		月		日		曜日		午前・午後		時		分まで	
利用人員		1回につき				人		延べ				人	
使用器具 競技備品													
入場料徴収		☐ 有		☐ 無		☐ スポーツ行事 ☐ スポーツ行事以外 ☐ 営利宣伝							
条例施行規則 第9条に基づ く減免区分		☐ 1号		☐ 6号		☐ 全使用料全額減免							
		☐ 2号		☐ 7号		☐ 全使用料半額減免							
		☐ 3号		☐ 8号		☐ 全使用料 1/3 減免							
		☐ 4号		☐ 9号		☐ 施設使用料全額減免							
		☐ 5号				☐ 施設使用料半額減免							
種 別		施 設		照 明		器 具		計					
使 用 料		円		円		円		円					
減 免 額		円		円		円		円					
納付使用料		円		円		円		円					
備 考													

様式第 3 号（第 3 条関係）

(表)

				許可第	号	
		年度	体育施設定期利用券			
		<u>施設名</u>				
		(一般・高校生以下)				
住所						
氏名						
有効期限		年	月	日		
発行年月日		年	月	日		
上記施設の利用を許可する。						
印						

(裏)

※注意事項

- 1 施設利用の際、本件を係員に提示ください。
- 2 大会開催等により、利用できない場合があります。
- 3 利用後は必ず清掃、整頓を行ってください。
- 4 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸することはできません。

様式第4号（第14条関係）

体育施設利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）太田市長

団 体 名
申 請 者 住 所
氏 名
連絡先電話番号

太田市体育施設条例施行規則第14条1項の規定により、利用料金の（決定・変更）をしたいので申請します。

（添付書類）

- ・ 決定内容又は変更内容が分かる書類

体育施設利用料金承認書

第 号

年 月 日

様

太田市長



年 月 日に申請のありました体育施設利用料金について、申請書のとおり承認します。